（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正）

第三条　船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

第二十四号書式（第十三条関係）

製造又は修繕をする船舶等に関する報告書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

製造又は修繕をする船舶等に関する事項について、下記のとおり報告します。

記

１．事業基盤強化計画認定番号

２．製造又は修繕をする船舶等に関する事項

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．国土交通大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。